

一般社団法人 東京都トラック協会 セメント専門部会規約

昭和42年 9月 8日 実施
昭和56年 5月19日 構成一部変更、監事追加
昭和58年10月14日 相談役の新設
昭和63年 7月12日 部会・専門部会規程制定
平成25年 6月19日 東ト協の一般社団法人移行等

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、(一社)東京都トラック協会定款第10章及び専門部会規程に基づき、セメント輸送事業の健全な発達を図るために必要な専門的事項に対処し、もって公共の福祉に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、(一社)東京都トラック協会 セメント専門部会と称する。

(構成)

第3条 本会は、(一社)東京都トラック協会の会員にして、セメント輸送に携わる運送事業者をもって構成する。但し、部会長が必要と認めたときは、他県事業者であっても、各々の県にセメント輸送事業者の組織ができるまでの間は、本会に参加することができる。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 適正運賃の確保に関する事項

- 二 荷主との折衝に関する事項
- 三 輸送秩序の確立に関する事項
- 四 事故防止に関する事項
- 五 関係団体との折衝に関する事項
- 六 その他、セメント輸送に関する一切の事項

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 部会長 1名
- 副部会長 若干名
- 委員 若干名
- 監事 若干名

(役員を選任及び期間)

第6条 役員は、総会において選任する。

- 2. 役員任期は、2ヶ年とする。但し、重任を妨げない。
- 3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 部会長は、本会を代表し、会の運営を総理する。

- 2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、これを代理する。
- 3. 委員は、本会の運営にあたる。
- 4. 監事は、本会の業務及び資産の状況を監査する。

(相談役)

第8条 本会に相談役を置くことができる。

- 2. 相談役は、総会の議決に基づき部会長が委嘱する。
- 3. 相談役は、部会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会議)

第9条 会議は、総会、役員会及び正副部会長会とする。

2. 総会、役員会及び正副部会長会は、部会長が招集し、議長となる。

(総会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、原則として毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

3. 臨時総会は、必要により随時招集する。

(総会に付議すべき事項)

第11条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 本規約の変更
- 二 役員を選任及び解任
- 三 事業報告及び収支決算の承認
- 四 事業計画及び収支予算の決定
- 五 部会費の額及び徴収方法
- 六 その他、総会の議決が必要と認められた事項

(総会の議決方法)

第12条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、決議はその過半数をもって行う。

但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会に付議すべき事項)

第13条 次の事項は役員会の議決を要する。

- 一 会務の執行に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に提出する議案
- 三 総会で委任された事項
- 四 本会に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項

(役員会の議決方法)

第14条 役員会は、役員過半数の出席をもって成立し、決議はその過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第15条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第16条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため、専門委員会を置くことができる。

第6章 特別負担金

(特別負担金)

第17条 本会の活動に特別の経費を必要とするときは、会員から特別負担金を徴収することができる。